

令和4年3月2日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構

会 長 小 磯 修 二

(公印省略)

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（道外プロモーション）

他県連携相互送客促進事業に係る企画提案の公募について（募集）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集します。

記

- 1 事業名 誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（道外プロモーション）
他県連携相互送客促進事業
- 2 事業目的 東名阪及び東北を除いた地域において、主に本道と直行便のある地方空港を有する県を対象に、対象県の特性を踏まえつつ、各県におけるメディア、旅行会社、航空会社、空港など関係機関との連携強化を図り、北海道の観光情報発信や地域イベントへの出展、各県の消費者と直接つながるための SNS 登録促進などにより、他県との相互送客を促進し本道への観光誘客促進並びに観光消費単価の向上、地域・季節偏在解消を図る。
- 3 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和4年3月8日（火）17：00 までメール、FAX、個別相談を受け付ける。回答については全体をとりまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月9日（水）以降に速やかに送信する。

担当：誘客推進本部 国内誘客部

担当 伴・菊地

電話：011-231-5881 / F A X : 011-232-5064

E-mail : h_ban@visithkd.or.jp

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（道外プロモーション）
他県連携相互送客促進事業 企画提案指示書

1 委託事業名

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（道外プロモーション）
他県連携相互送客促進事業

2 事業目的

東名阪及び東北を除いた地域において、主に本道と直行便のある地方空港を有する県を対象に、対象県の特性を踏まえつつ、各県におけるメディア、旅行会社、航空会社、空港など関係機関との連携強化を図り、北海道の観光情報発信や地域イベントへの出展、各県の消費者と直接つながるための SNS 登録促進などにより、他県との相互送客を促進し本道への観光誘客促進並びに観光消費単価の向上、地域・季節偏在解消を図る。

3 実施期間

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 17 日

4 実施対象

（対象地域）道内直行便運航地域

（対 象 者）各県内の旅行会社・メディア及び一般消費者

5 委託業務及び見積依頼内容

(1)実施対象地域

本道との直行便が就航している 14 県を対象とする。

茨城、静岡、長野、新潟、富山、石川、兵庫、香川、岡山、広島、愛媛、熊本、福岡、沖縄

(2)業務内容

①北海道観光情報交換会

- ・対象地域で、メディア（新聞社、テレビ局、出版社、WEB 媒体等）や旅行会社等を対象に北海道の観光情報（教育旅行含む）を提供するため、情報交換会を実施することとし、メディア・旅行会社等の参加募集、会場の確保、備品の用意等を行うこと。なお、会場は定員 30 名以上とし、会場内が密にならないよう感染症対策にも配慮すること。

②地域メディアとの編集タイアップ

- ・北海道の観光コンテンツの露出促進を目的として、地域メディアを対象に当機構が募集する編集タイアップ（特集記事や番組）について、公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「当機構」と

いう。)の指示により審査補助、助成額通知、契約、精算、支払いを行うこと。

- ・タイアップは、各県2媒体程度、1媒体あたり上限500千円で合計30媒体程度を見込むこと。
- ・北海道情報交換会の他、セールスコール等により編集タイアップの活用を図るよう周知徹底すること。

③旅行会社による旅行商品造成への助成

- ・道内向け商品の造成促進を目的として、旅行会社を対象に当機構が募集する商品造成支援について、当機構の指示により審査補助、助成額通知、契約、精算、支払いを行うこと。
- ・旅行会社と連携した各県の空港発、北海道内の空港着の集客力のある旅行商品を造成する。
- ・販売手法については新聞広告等とする。
- ・支援は、各県ごとに2社程度、1社あたり所要広告経費の1/2以内とし、上限500千円で合計30社程度を見込むこと。
- ・北海道情報交換会の他、セールスコール等により旅行商品造成支援の活用を図るよう周知徹底すること。

④SNS登録促進等のための現地プロモーション

- ・開催にあたっては現地の旅行博や地域イベントへの出展のほか、商業施設等を会場として、SNSの登録促進のためのPRを行うとともに、北海道の観光情報を発信すること。道内各地域からの参加実績等や各県の県民性を鑑み、より効果的なイベントや会場等の確保を行うこと。また、実施にあたっては道内から参加する観光協会や自治体・事業者等との出展調整を行うこと。
- ・現地プロモーションは、SNS新規登録促進を中心として展開するとともに、県民性を鑑み企画提案を行うこと。また、編集タイアップで採択となった地域メディア等や各県関係者とのネットワークを活用した広告（パブリシティ含む）を展開し、現地プロモーションへの誘客促進を図ること。

⑤空港等広告・各種キャンペーン

- ・各県から道内誘客促進を図るため、各県の県民性等を鑑み、より効果の高い広告及び各種キャンペーンの提案を行うこと。なお、空港媒体を活用した広告展開、各種キャンペーンともに対象地域の内、それぞれ7か所以上選定し実施すること。
- ・各種キャンペーンの展開にあたっては当機構のLINE公式アカウントをプラットフォームとして活用するなど、LINE公式アカウントの新規登録の促進につながる提案とすること。実施にあたっては当機構と調整し展開すること。
- ・空港等広告は、当機構が実施する「旅行需要喚起事業（仮称）」を始め他事業と連動させ、効果的に実施することとし、「HOKKAIDO LOVE!」のロゴ、北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」の活用を積極的に図ること。またLINE公式アカウントの訴求、新規登録も併せて促進する内容とすること。
- ・空港等広告・各種キャンペーンともに、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、当機構及び北海道

と調整し実施すること。

⑥地域旅行会社等セールスコール

- ・当機構による地域の旅行会社等へのセールスコールを支援するため、アポイントメントや打合せ資料・打合せ概要作成などの事務的支援を行うこと。

⑦県庁等との打ち合わせ支援

- ・相互送客を円滑に促進する観点から、当機構や北海道が県庁や空港ビル・観光協会等と行う打ち合わせを支援すること。アポイントメントや打合せ資料・打合せ概要作成などの事務的な支援を行うこと。

⑧北海道への教育旅行誘致のためのセールスコール

- ・本道と他県が相互の教育旅行誘致促進を図るためのセールスコールを支援すること。アポイントメントや打合せ資料・打合せ概要作成などの事務的支援を行うこと。なお、本道の教育旅行誘致施策や体験・学習メニューの内容等については、当機構と調整すること。

⑨県庁等による北海道で実施するプロモーション等への支援

- ・相互送客促進の観点から、県等が北海道で行おうとする各種プロモーションを円滑に行うことができるような支援を行うこと。(例：イベント会場、道内メディア、道内旅行会社等の紹介、イベントでの人的支援など)

⑩各県における取り組み内容一覧（○は実施予定とする）

県/実施内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
茨城	○※	○	○	○	○		○	○	○
静岡	○	○	○	○	○		○		○
長野	○※	○	○	○	○		○		○
新潟	○※	○	○	○	○		○		○
富山		○	○		○	○	○		○
石川	○※	○	○	○	○		○	○	○
兵庫	○	○	○	○	○		○		○
香川		○	○		○	○	○	○	○
岡山		○	○		○	○	○	○	○
広島	○	○	○	○	○		○		○
愛媛		○	○		○	○	○	○	○
熊本		○	○		○	○	○		○
福岡	○	○	○	○	○		○		○
沖縄		○	○		○	○	○	○	○

①北海道観光情報交換会※は教育旅行無 ②地域メディアとの編集タイアップ

- ③旅行会社による旅行商品造成への助成 ④SNS 登録促進等のための現地プロモーション
- ⑤空港等広告・各種キャンペーン（7 か所以上で選定） ⑥地域旅行会社等セールススクール
- ⑦県庁等との打ち合わせ支援 ⑧北海道への教育旅行誘致のためのセールススクール
- ⑨県等による北海道で実施するプロモーション等への支援

※①～⑧の実施に係る費用負担については、当機構（北海道）が各県で実施する場合は原則機構、各県等が北海道で実施する場合は、人的支援を除き原則各県等の負担とする。

(3)事業実施に当たっての留意事項

①SNS の活用

- ・ SNS を活用した効果的な誘客を図る観点から、当機構の指示により、当機構が別途委託する予定の「WEB・SNS プロモーション」（令和4年3月1日公募開始）と密接に連携するとともに、同事業の効果的な推進のための SNS 等の登録促進を支援すること。

②道外各県でのプロモーション

- ・ 各県の特性を踏まえ工夫したプロモーションを実施することとし、企画提案書において具体的な差別化を明示すること。

※例：積雪がない県では、ウインタースポーツをテーマとしたプロモーション

海がない内陸の県では、海鮮をテーマとしたプロモーション

③観光コンテンツ

- ・ 事業の推進に当たっては、「アウトドア体験（アドベンチャートラベル）」、「温泉」、「北海道の縄文文化と世界文化遺産北海道・北東北縄文遺跡群」、「アイヌ文化とウポポイ（民族共生象徴空間）」、「世界自然遺産知床」、「ワーケーションなど滞在型観光」に留意すること。

④道内地域との連携

- ・ 北海道観光情報交換会に参加する、機構会員に対し旅費の助成支援を行うこと。また、旅費の支出負担にかかる申請事務（一地域3万円以内）を実施すること。なお、採択にあたっては機構会員であること、情報交換会等すべての事業行程に参加できること、実施報告書の提出等を採択条件とし当機構より指示する。

⑤各県への訪問回数

- ・ 事前・事後訪問は各1回、北海道観光情報交換会・セールススクール各1回の訪問を予定し、事前・事後の訪問については効率化の観点から複数の県を同時に訪問することを想定している。訪問にあたっては原則帯同すること。

⑥事業費の精算

次の経費について、各事業の上限額とすること。

- ・ 「(2)事業内容」中の「②地域メディアとの編集タイアップ」に係る上限額は、15,000千円、「③ 旅行会社による旅行商品造成への助成」に上限額は15,000千円とする。
- ・ 「(3)事業実施に当たっての留意事項」中の「④道内地域との連携」に係る経費として見込まれる

1,200千円とする。

- ・各事業の上限額に満たないと見込まれる場合の用途については、当機構と調整し改めて事業計画を検討すること。

(4)新型コロナウイルス感染対策の遵守

事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

- ①誘客にあたり道内、道外の感染状況に応じ実施の判断を当機構及び北海道と協議して行うこと。
- ②事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインを遵守すること。
- ③現地プロモーションに関しては、感染対策を取り入れたレイアウトを施工した上で企画・運営・管理を行うこと。
- ④製作物の制作に当たっては、当機構と調整の上、「HOKKAIDO LOVE!」「北海道スタイル」を表記すること。

(5)実績報告書の作成

実績報告書には、下記の項目を最低限記載することとし、部数3部と併せて電子データを提出すること。

- ・事業終了後、当機構が定める様式による完了報告書および任意の様式による実施報告書を作成すること。
- ・実施報告書には、「5. 委託業務および見積依頼内容」の各業務内容について下記の項目を最低限記載すること。

- ①は、北海道観光情報交換会への参加メディア・旅行会社数、同交換会によるメディアでの発信状況・旅行会社での商品化状況（アンケート等による把握）
- ②は、地域メディアとの編集タイアップにかかるタイアップ効果（広告換算等）
- ③は、旅行商品の造成にかかる成果物等及び送客人数
- ④は、出展イベントにかかる来場者数、SNS新規登録数等
- ⑤は、空港等広告・各種キャンペーンへの各種広告媒体を活用したPRの詳細と合計金額およびその効果（広告費用換算、メディア露出、WebサイトPV等）
- ⑥は、セールスコールによる訪問件数等
- ⑦は、実施した打ち合わせ概要の取りまとめ等
- ⑧は、セールスコールやプロモーションを実施した概要や修学旅行で来道した学校数、人数、行程等
- ⑨は、実施した事業概要等の取りまとめ等

その他

- ・プロモーションに関連する2次利用可能なデザイン等
- ・本事業を実施し得た副次的な各種データ等

6 企画提案しようとする者に必要な資格

(1)単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2)単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ①民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ③地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ⑦道内に本店もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）が設置されていること。

7 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品（データ）をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

8 予算上限額 52,000 千円（地方税及び地方消費税相当額を含む。）

本事業は当機構の理事会での令和 4 年度予算の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び予算上限額について変更する場合又は事業が中止になる場合がある。以上の場合、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更、または契約を行わないことがある。また、新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。以上の場合、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更、または契約を行わないことがある。

9 選定規準について

(1)事業者の選定方法

プロポーザル方式（価格考慮型）による審査委員会にて事業者を決定する。※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

(2)選定基準

①業務遂行能力

北海道観光のプロモーションに精通しており、業務を遂行するにあたっては、関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、業務内容に対応した実施体制が確保されるなど、事業の遂行の能力があるか。

②企画提案の目的適合性

ア 指示内容を十分理解した、県民性等を踏まえたプロモーション内容となっているか。

イ 専門的知識を有し、連携する県等とのネットワークを構築する提案となっているか。

③実現性

事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案となっているか。

④経済合理性 費用対効果が高い提案となっているか。

10 選定後について

(1)審査結果通知

選定後、企画提案のあった事業者には、審査委員会において決定した採択の可否を通知する。

(2)執行確認

事業費（委託料）は、事業終了後の実績報告書の提出をもって支払うものとする。

11 留意事項

(1)本事業については、予算の関係や新型コロナウイルス感染症の影響等により全部又は一部を実施しないことがある。その場合は、契約内容や契約金額を変更することがある。

(2)企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。

(3)この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

12 事業説明会

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和4年3月8日（火）17：00までメール、FAX、個別相談を受け付ける。

回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月9日（水）以降に速やかに送信する。

13 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- (1)記載事項 会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先（電話番号・メールアドレス）
※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報
- (2)提出期限 令和4年3月8日（火）17:00（必着）
- (3)提出先 14のとおり
- (4)提出方法 電子メールで行うこと（様式は別紙のとおり。メール本文でも可）。

14 企画提案書の提出

- (1)提出期限 令和4年3月22日（火）12:00（厳守）
- (2)提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1F
担当 誘客推進本部 国内誘客部
- (3)提出部数 企画提案書〔A4判〕7部、見積書 7部
※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り6部は無記名とすること。
- (4)提出方法 持参または郵送（配達記録・簡易書留・書留のいずれか）による。
※郵送の場合は、提出期限当日までに事務局担当まで到着したものに限り受け付ける。なお、郵送した場合は電話でその旨を報告すること。

15 スケジュール

- (1)審査会 3月28日（月）予定
- (2)結果通知 3月29日（火）予定

16 事業問合せ先

誘客推進本部 国内誘客部 担当 伴、菊地
TEL 011-231-5881 FAX 011-232-5064
E-mail h_ban@visithkd.or.jp

17 その他

- (1)採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2)企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
- (3)再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるため留意すること。
※当機構の承諾を必要とする再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・

再委託を行うことができない。

- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

(4)新型コロナウイルス感染対策の遵守

事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

- ①誘客にあたり道内、道外の感染状況に応じ実施の判断を行なうこと。
- ②事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインも遵守すること。
- ③イベントに関しては、感染対策を取り入れたレイアウトを施工した上で企画・運営・管理を行うこと。
- ④「北海道スタイル」は、実施する企画には必ず表記すること。

参加表明書

期限 令和4年3月8日(火)午後5時

Mail h_ban@visithkd.or.jp

FAX 011-232-5064

宛先 公益社団法人北海道観光振興機構
国内誘客部 伴、菊地

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（道外プロモーション）
他県連携相互送客促進事業委託業務に係る企画提案の参加表明をしま
す。

会社名	
担当社名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL
	FAX
	Email

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（道外プロモーション）
他県連携相互送客促進事業企画提案事業公示に係る個別相談

北海道観光振興機構 国内誘客部 担当 伴 宛
Mail : h_ban@visithkd.or.jp FAX : 011-232-5064

会社名	
連絡先	
役職・氏名	
質問要旨	
その他	直接訪問される個別相談をご希望の場合は、スケジュールをお知らせください。時間の都合により調整させていただく場合がありますのでご理解願います。 令和4年 月 日 () 時